

# 7月は国民年金保険料の 免除・納付猶予申請の更新時期です

経済的な理由や失業、退職などにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、納付の免除や猶予などを受けることができます。

## 〔申請免除・若年者納付猶予制度の要件〕

- ◆ 被保険者本人・配偶者・世帯主の前年の所得が、表の基準以下の方
- ◆ 失業、退職、倒産、事業の廃止などがあった方
- ◆ 障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の方
- ◆ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ◆ 特別障害給付金を受けている方

## 〔免除・猶予期間の扱い〕

免除・猶予承認期間は、受給資格期間に算入されますが、免除の割合により受け取る年金額が変わります。

- 全額免除：1/2の年金
- 3/4免除：5/8の年金
- 半額免除：3/4の年金
- 1/4免除：7/8の年金

若年者納付猶予：年金額に反映されません。

## 【所得基準】 ※平成24年度保険料月額 14,980円

免除の区分	免除が適用される所得の上限額	免除後の保険料月額
全額免除	(扶養親族等の人数+1) × 35万円 + 22万円	0円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	3,750円
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	7,490円
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	11,240円

※若年者（30歳未満）納付猶予については、全額免除と同じ額で所得判定をしますが、判定の対象となるのは被保険者本人のみです。



ただし、年金の受給前であれば、10年前までさかのぼって保険料を納めることができます。（3年以上前の免除等期間の追納については、加算が付きまます）

## 〔免除・猶予承認期間〕

免除・猶予の承認期間は7月から翌年6月までとなっています。引き続き承認を希望する場合や、新たに承認を受けようとする方は、申請書を提出してください。

ただし、保険料の全額免除（失業などの場合を除く）または若年者納付猶予の承認を受けていた方で、申請時に継続申請の希望をさ

れた場合は、改めて申請をされなくても、自動的に審査を行います。

【申請先】 各庁舎窓口センター

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・年金手帳
- ・平成23年3月31日以降に会社を退職された方は雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票等の写し

問い合わせ

市民安全部保険・医療課  
(滝野庁舎)  
☎48・3004

## 年金相談（予約制）

明石年金事務所員が相談に応じます。

日時 7月27日(金) 10:20～15:30

場所 社福祉センター

定員 24人（先着順）

受付開始 7月4日(水)

申込方法 電話で住所・氏名・生年月日・基礎

年金番号・相談内容をお知らせください。

申し込み・問い合わせ

市民安全部保険・医療課（滝野庁舎）

☎48-3004